

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 <u>新たに条例第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別表第2）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。第21条を除き、以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が人事委員会に協議して定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> 第15条 任命権者が職員から前条第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを<u>確かめて</u>認定しなければならない。<u>同条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u> 第18条 略 第18条の2 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに条例第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が人事委員会に協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が人事委員会に協議して定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第14条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、</u>	第14条 <u>条例第21条第1項の届出は、扶養親族届（別表第2）によるものとする。</u> 第15条 任命権者が職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを<u>確かめて</u>認定しなければならない。 第18条 略

その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第19条 略

（地域手当の支給）

第19条の2 条例第21条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

2 略

別表第2（第14条関係）

殿
公立学校職員の給与に関する規則第14条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日提出										年 月 日受理			
証明書 通添付										所 属			
届出理由 ☐ 1 扶養親族の発生又は増加 ☐ 2 扶養親族の減少又は消滅										職 員 番 号			
今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族										扶 養 親 族 届			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	同 居 別 居	年 収 額	届 出 事 由	扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
現在手当支給の対象となっている親族										加 算 対 象 と な る 子 の 数			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	〔記入上の注意〕 1 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 2 「届出事由」欄には、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍謄（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	60歳以上の父母・祖父母									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	心身に著しい障害がある者									
職員である配偶者の扶養手当受給状況										加 算 対 象 と な る 子 の 数			
所 属 名	氏 名	支 給 の 始 期、終 期								年 月 日			
現在手当支給の対象となっている親族										支 給 の 始 期、終 期			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	上記のとおり認定する。									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	決 裁									

附 則

第19条 略

（地域手当の支給）

第19条の2 条例第21条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

2 略

別表第2（第14条関係）

殿
公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日提出										年 月 日受理			
証明書 通添付										所 属			
届出理由 ☐ 1 扶養親族の発生又は増加 ☐ 2 扶養親族の減少又は消滅										職 員 番 号			
今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族										扶 養 親 族 届			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	同 居 別 居	年 収 額	届 出 事 由	扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
							扶 養 親 族 届	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある		
現在手当支給の対象となっている親族										加 算 対 象 と な る 子 の 数			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	〔記入上の注意〕 1 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 2 「届出事由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍謄（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	60歳以上の父母・祖父母									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	心身に著しい障害がある者									
職員である配偶者の扶養手当受給状況										加 算 対 象 と な る 子 の 数			
所 属 名	氏 名	支 給 の 始 期、終 期								年 月 日			
現在手当支給の対象となっている親族										支 給 の 始 期、終 期			
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	上記のとおり認定する。									
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	決 裁									

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項」を「公立学校職員の給与に関する規則第14条第1項」に改める部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。